

工事標準仕様書平成 21 年 4 月 1 日改正について

1 改正箇所

- (1) 本編第 1 編から第 11 編の内第 1 編（総則編）、第 3 編（工事共通編）、第 4 編（河川編）から第 9 編（下水道編）の改正
- (2) 土木工事施工管理基準の改正

2 改正概要

(1) 本編

ア 第 1 編

- (ア) 下請負届の記載範囲の明確化。 (1-1-11)
- (イ) 下請負者に専門技術者を配置させる場合の提出書類の明確化。
(1-1-12)
- (ウ) 建設業退職金共済制度の収納書の提出時期及び証紙購入枚数の
明確化。 (1-1-47)
- (エ) 監理技術者制度運用マニュアルの位置づけ。 (1-1-49)

イ 第 3 編

コンクリート標準示方書の改正による水セメント比の変更。

ウ 第 4 編～第 9 編

摘要すべき諸基準の改正に伴う変更。

(2) 土木工事施工管理基準

ア 出来形管理基準及び規格値

9 編下水道編第 1 章管路の追加。

イ 品質管理基準及び規格値

「日当たり打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準(案)」の圧縮強度の試験基準を一部変更し、試験基準欄に記載。

「日当たり打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準(案)」は、廃止。

ウ 写真管理基準

- (ア) 監督員が臨場し、確認した箇所は出来形管理写真を省略。
- (イ) 写真撮影箇所一覧に第 9 編下水道編を追加。